

岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金 Q&A

Q1 申請期限はいつまでですか

- 令和7年12月26日（金）までとします。
- ただし、予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

Q2 受付は先着順ですか

- 先着順とします。
- ただし、予算の上限に達する日に到着した書類（申請書）は抽選で受付順を決定します。

Q3 予算額を教えてください

- 50,000 千円です。

Q4 いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか

- 原則として県の交付決定日以降に事業に着手し、令和8年2月27日（金）までに事業を完了したうえで、実績報告書の提出ができる事業が対象となります。
- 交付決定前の事前着手（契約）は原則認めませんが、早期に着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、財源となる国の交付金の交付決定以降に限り、認められる場合がありますので、事前に担当者までご相談ください。

Q5 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いですか

- 一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の着手日となります。

Q6 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか

- 一般的には、補助事業者が太陽光発電設備等の設置を完了した時点をもって事業の完了となります（R7から設置が完了すれば代金の支払前であっても事業の完了と取り扱うことにしました）。
工事完了日と検収日（検査日）が異なれば、検査日を設置完了日とします。

Q7 対象となる「事務所又は事業所」とはどのようなものですか

- 補助事業者が自ら事業を営む県内の工場や営業所などの建物になります。
- 本社が県外であっても、設置場所が県内であれば対象とします。
- 人的設備のない無人倉庫や独立した車庫は対象としません（有人の事業所の敷地内の建物は対象とします。）。また、社宅など事業に直接使われていないものも対象としません。

- 原則として補助事業者が自ら土地・建物を所有しているものに限り（次の（１）（２）に該当する場合を除く）。

（１）補助事業者が個人事業主の場合は、配偶者又は１親等内の血族が所有している土地・建物であり、土地・建物の所有者が本補助金を受けておらず、法定耐用年数が経過するまで補助対象設備を設置することに同意した場合も、補助の対象とします。

※祖父母や姻族等が所有する場合は対象としません。

（２）補助事業者が法人の場合は、法人の役員又は子会社等・親会社等が、所有している土地・建物であり、土地・建物の所有者が本補助金を受けておらず、土地・建物の所有者が、法定耐用年数が経過するまで、補助対象設備を設置することに同意した場合も、補助の対象とします。

※子会社等の「等」は子会社に相当する資本関係のある会社以外の一般社団法人や個人であり、いわゆる孫会社等が所有する場合は対象としません。親会社等の「等」も同様の考え方をします。

【承諾書の内容の例】

〇〇会社（代表：〇〇〇〇 所在地：〇〇〇〇）が、岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金を受けて設置する太陽光発電設備等について、それらの耐用年数（減価償却資産の耐用年数などに関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間）が経過するまで設置・使用することを承諾します。

また私（弊社）は、岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金の申請をしておらず、今後も申請することはありません。

- 法定耐用年数が経過するまで、設備の活用ができないことが明らかなものは対象外とします。

【例】仮設事務所、２～３年後に廃止が決まっている事業所

- 一般的な太陽光発電設備の耐用年数は１７年、蓄電池は６年です。

Q8 太陽光発電設備をカーポートへ設置する場合は対象となりますか

- 「事務所又は事業所」となる建物と同じ敷地内に設置するものであれば対象とします。

Q9 野立ての太陽光発電設備は対象となりますか

- 対象外とします。

Q10 買替の場合も対象となりますか

- 対象となりますが、「買替前と比較して CO2 削減効果があること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。

※ また、設備の一部のみの買替は対象外とします。

（例：太陽光発電設備のパワコンのみの買替え）

Q11 増設の場合も対象となりますか

○ 対象となりますが、「増設した設備で発電した電力の 50%以上を自家消費すること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。

※ 既存施設と同系統へ増設する場合の自家消費量は「既存施設＋今回設置する施設の発電量」の 50%以上を自家消費してください。

Q12 併用住宅へ設置する設備は補助の対象となりますか

○ 対象となるケースもあります。

【対象となる例】

- ・ 併用住宅の屋根に、事業者の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置
- ・ 発電した電力の 50%以上を事務所又は事業所の電力として自家消費
- ・ 残りの電力を家庭用として消費（又は電力会社へ売電等）
- ・ その他、要綱等に定める条件を満たす

Q13 共同所有の家屋（土地）に設置する場合も対象となりますか

○ 他の共同所有者全員が、法定耐用年数が経過するまで太陽光発電設備等を設置することを承諾している場合は対象とします。

○ この場合、他の共同所有者の承諾書（任意様式）を提出してください。

【承諾書の内容の例】

〇〇会社（代表：〇〇〇〇 所在地：〇〇〇〇）が、岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金を受けて設置する太陽光発電設備等について、それらの耐用年数（減価償却資産の耐用年数などに関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間）が経過するまで設置・使用することを承諾します。

Q14 蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか

○ 含まれます。

Q15 太陽光発電設備の能力の小数点以下の値はどのような扱いとなりますか

○ 小数点以下を切捨て処理してください

（※R6 から小数点第 3 位以下ではなく小数点以下切り捨てとなりました。）

Q16 太陽光発電設備のパネルとパワーコンで能力値が異なる場合はどうなりますか

○ パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。

※ パネル（モジュール）又はパワーコンディショナーどちらか一方のみの設置は対象外となります。

Q17 蓄電池の容量の小数点以下の値はどのような扱いとなりますか

- カタログ記載の定格容量の小数点第2位以下を切捨て処理してください。
(※R6 から小数点第3位以下ではなく小数点第2位以下切り捨てとなりました。)

Q18 自家消費割合報告書に記載する期間は任意の期間で良いですか

- 原則として事業を実施した翌年度1年間(4月1日～3月31日)としますが、困難な場合は任意の1年以上の期間としてください。

Q19 交付申請書に記載する総事業費及び補助対象経費とはどのような額ですか

- 総事業費は、工事全体の費用(税込み)となります。補助上限を越える太陽光発電設備等を設置する場合は、超えた部分に相当する費用も含めた額を記入してください。
- 補助対象経費は、補助の対象となる容量(kW・kWh)の上限相当までの額(税抜き)となります。
- ＜例＞50kWの太陽光発電設備を蓄電池なしで設置する場合
(補助の対象となる容量の上限は30kW)
総事業費が110万円(税込み)である場合、
補助対象経費は60万円(総事業費100万円(税抜き)×30/50kW)となります。

Q20 国の補助金と併用はできますか

- 国や県から他の補助を受けた事業は、補助の対象としません。国費や県費を原資として財団等が実施する補助金等との併用も不可とします。

Q21 余剰電力の売電は可能ですか

- できる限り、申請した事業所の敷地内で自家消費していただくことが望ましいですが、余剰電力が生じた場合は、売電等することも可とします。ただし、申請した事務所又は事業所の敷地内で自家消費する割合が50%を下回ることがないようにしてください。
- また、FIT不可など、売電や送電に関する条件がありますので、要綱等で条件をご確認ください。
- なお、売電先については、県が斡旋したり紹介したりすることはありませんので、自らお探しいただくこととなります。

Q22 売電により収益が発生した場合、補助金の返還が必要になりますか

- 事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、収益納付の要・不用を判断することになっています。

$$\text{計算式：収益納付額} = (A - B) \times (C / D) - E$$

A：収益額(補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計)

B：控除額(補助対象経費)

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額(補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要

した経費の合計)

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】＞0となる場合をいいます。

※収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。